**大阪府と株式会社コンティニュウム・ソーシャルとのスマートシティの推進に関する**

**協定書**

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社コンティニュウム・ソーシャル（以下「乙」という。）は、スマートシティの推進に向けた取組（以下「本取組」という。）を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、本取組を通じて、府民の生活の質（QOL）の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は協議のうえ、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

1. 観光データ等、公民の多様なデータを連携することによるユースケースの創出に関すること。
2. その他大阪のスマートシティの推進に関すること

２　実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲及び乙は協議のうえ、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持義務）

第４条　甲及び乙は、本取組に関連して相手方から開示され若しくは知り得た情報であって、開示の際に秘密である旨が明確に指定されたものを、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本協定に定める目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

1. 相手方から開示される前から既に保有していたもの
2. 相手方から開示される前からすでに公知のもの
3. 相手方から開示された後に、自己の責によらず公知になったもの
4. 第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの

（期間）

第５条　本協定の有効期間は、締結日から令和８年３月31日とする。なお、期間満了日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。

２　甲及び乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年７月８日

甲：大阪府大阪市住之江区南港北１丁目14番16号

大阪府　スマートシティ戦略部長

市瀬　英夫

乙：東京都中央区銀座７丁目５番４号５階S

株式会社コンティニュウム・ソーシャル

代表取締役　泉 征弥